

無料

豊島区

空き家

住まいの
終活相談

発生予防のために

一人暮らしだから
将来の自宅のことが
何となく心配...

空き家予備軍(空き家
になる予定)だけど
どうしたらいいか...

自宅の相続について
相談したい...

将来、空き家に
したくない...

2つのコンテンツで、あなたをバックアップ!

1

空家活用条例 (ワンストップ相談)

将来の自宅の管理のこと、活用のこと、困りごと等、気軽にご利用いただける相談サービスです。

区の委託した、空き家の活用支援事業者が無料で相談をお受けします。

空家活用条例の特徴

空家の活用登録制度

空家活用事業者
登録制度

家族的な住まい方の
認定制度

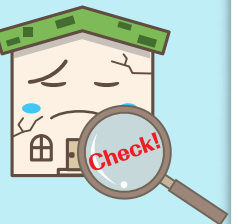


2

専門家派遣

相続のことや、維持管理等のより専門的な内容についての相談サービスです。

区と協定を締結した各士業等が無料で相談をお受けします。



専門家派遣の特徴

維持管理のための
専門家

利活用のための
専門家

空き家の管理サポート



詳細は裏面にて

まずは、ご相談ください!

1

空家活用条例 (ワンストップ相談) の詳細

空家の活用登録制度

空家所有者は空家を活用するために空家を登録することができます。空家を登録した所有者は、区の専門家派遣制度や活用支援事業者による相談から活用提案まで、ワンストップで活用に向けた支援を無料で受けることができます。

空家活用事業者登録制度

空家を活用しようとする事業者は、空家活用事業者として登録を受けることができます。登録された事業者情報は事業者リストとして区のホームページで公表します。



家族的な住まい方の認定制度

■家族的な住まい方の認定制度要件

1. 居住者数は4人以上で居室数を上限とすること
2. 居住者は18歳以上で全員が親族関係にないこと
3. 居室の床面積はそれぞれ7㎡以上であること
4. 契約は居住者全員の連名で行い、責務について連帯責任を負うこと
5. 契約者以外の者が入居できないこと

2

専門家派遣の詳細

維持管理のための専門家

建物の適正な維持や管理を提言します。

適正な維持管理が行われていない状態にある建物等の土地の所有者又は建物の所有者などに対し、助言や情報提供を行い、建物等の適正な維持管理を推進させます。



利活用のための専門家

具体的な空き家の活用法等の助言が得られます。

空き家の所有者等に対し、空き家を管理・活用するための助言や情報提供を行い、空き家の利活用に向けた支援をします。



空き家の管理サポート

空き家の管理をお願いできます (有償)

現地の現況 (目視) や植木除草の状態、不法侵入・不法投棄がないかを確認します。報告書が郵送されるので、遠隔地にお住まいの方でも安心して任せることができます。



申込み書

ふりがな		年齢	
氏名			歳代
住所 (すまい)	〒 -		
相談したい物件の住所	※同上の場合は未記入で		
相談したい内容			
電話番号	FAX番号		
E-mail			
現在の状況	1. 空き家 2. 住んでいる		

● お問い合わせ ●

豊島区都市整備部住宅課 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区庁舎6階

☎03-3981-2655